

成長する方向を考え続ける図書館づくり

2018年7月31日 Pm 3:00~

『 図書館のあり方を、どのように形にあらわすか。 「こと・活動」のデザイン と 「もの・場」のデザイン 』

※35年前のこと、加藤文八教育長と大磯町立図書館の誕生。

1. 「図書館とはなにか」ということを、いつも、はじめに確かめてみる。

※図書館はなぜ造られたのか。他方、個人は、なぜ学ぶのか、どう学び続けるのか。

- ① 図書館のめざすもの。
 - ・背景にある教育基本法の読み方、社会教育政策としての矜持。
 - ・「アメリカ社会に役立つ図書館の12箇条」
- ② 社会システム・社会インフラとしての図書館。
 - ・図書館はひとつの建築のことではない。サービスのしくみ。「成長する活動と場のしくみ」。
 - ・「明日の田園都市」のワードが都市を語る時、電力ネットワークや図書館システムを例示。
- ③ 戦後の図書館政策の3原則、図書館の3要素。
 - ・貸し出し利用／こども奉仕／全域平等奉仕、の重視。
 - ・本（資料・情報）／人（司書の専門性）／施設（機能性と成長性）。
 - ・サービス指標：登録率、町民一人一年貸出密度、リクエスト総数、レファレンス総数、資料費。
 - ・「図書館システム」の成長への視点と意志が欠けると図書館ではなくなる。

※図書館建築は、図書館の成長の足を引っ張ることが無いように造られているか？ 造れるのか？

- ④ 図書館がカフェになる、賑わいを生むことを求める人々も居る、時代について。
 - ・専門性／市民性／ひろば性／地域性。そして改めて、資料と司書と施設の専門性について。
 - ・図書館の空間（資料と人の向き合う場）の質は、イオンやスタバカフェと同質でよいのか？
 - ・市民が専門性を認めて共感する「開架室の資料世界構築と世界表現」に向かっているか。
 - ・・・・ブラウジングの魅力とはなにか。・・・シーケンス／物語性のある構成とは、

2-1, 図書館が「市役所（地方自治）」を支える

- ①根本彰著「続情報基盤としての図書館」→ 日野市立図書館市政図書室での調査から、
- ②戸室幸治著「地域資料・情報サービスの本格的展開を」（みんなの図書館連載）
- ③片山善博講演「地域づくり・人づくりと図書館」→ 鳥取県立、島根県、横浜市、

2-2, 各地で併走している図書館づくりから

- ①ある市の図書館システムの中心「新本館基本構想」で → 生活像／豊かさを序章で示す。
- ②「知の地域創造」←「図書館のミッションを考える」片山善博（情報の科学と技術57巻4号2007）
- ③基本的図書館サービスの深化と 高度に専門化された新しいサービス
- ④地域の情報ハブとしての図書館（課題解決型の図書館を目指して）：文科省の研究会資料から
- ⑤ラーニングコモンズってなんだ？ 図書館の居場所への要求と、その賛否・実態

3, 開館10年目、震災に負けなかった南相馬図書館の情景をご紹介します。

4, 図書館員のしごと、最近こころ動いたこと、ありますか。

- ① 苅田町立図書館で育ったというAA新聞の女性記者に取材をうけて、
- ② ソール・ペロウの「封印された宝」という文章の感性を想う。
- ③ 南相馬の図書館での図書館員の情景を想う。

○プロフィール：寺田芳朗 / 株式会社 寺田大塚小林計画同人 代表取締役
 日本建築家協会会員(登録建築家) / 日本図書館協会会員
 1978年横浜国大大学院修了、都市設計・建築意匠専攻。大学在学時に故佐藤仁教授に
 図書館計画の薫陶を受ける。和設計事務所・山手総合計画研究所在籍中に設計監理を
 担当した図書館は、神奈川県大磯町立、福岡県糸田町立、佐賀県伊万里市民、沖縄県
 名護市立、滋賀県愛知川町立、同人設立後、埼玉県小川町立、千葉県君津市立中央、
 長崎県たらみ図書館、福島県南相馬市立中央図書館。学校図書館を中心にした都文館
 夢学園校舎。大分県竹田市図書館基本構想。多摩市図書館基本構想、現在は基本計画。

- 、初めに；自治体は「図書館」を持たなければいけないのだろうか。
 図書館法にも社会教育法にも書かれていない。 かつて、
 先達たちはどんな大切を想って、平塚市立図書館を開いたのだろう。

前文

教育基本法

公布 1947（昭和22）年3月31日
 施行 1947（昭和22）年3月31日

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第1条〔教育の目的〕

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条〔教育の方針〕

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第3条〔教育の機会均等〕

- 1 すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第7条〔社会教育〕

- 1 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用 その他適当な方法によって 教育の目的の実現に努めなければならない。

図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)
最終改正：平成十一年一月二日法律第一六〇号

(この法律の目的) 第一条

この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義) 第二条

この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、……………

(設置) 第十条

公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(職員) 第十三条

- 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。
- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会) 第十四条

公立図書館に図書館協議会を置くことができる。